

施設名：山梨県富士北麓公園

募集に関する質問

○委託料について

- ① 委託料の基準額については、条例に準じた営業日数・休場日で算出されていますか。
- ② 太陽光発電施設について4年に1回専門業者による定期点検が追加されたが、その分の委託料は追加していただけるのでしょうか。
- ③ 有料施設の減免について、全国高校総合体育大会など具体的に明記されている事業以外で県から減免の指示が出された場合の対応について、明確な取り決めがありますか。また、想定される減免額は委託料に含まれていますか。または補填がありますか。

○園内（駐車場ほか）の管理について

- ④ 公園北側の大駐車場の活用方法については、駐車場以外の利用を指定管理者の自由な発想で利用は可能でしょうか。また、ライブイベントなど集客が見込まれる事業を自主事業または受入で実施は可能でしょうか。
- ⑤ 調整池の管理について具体的な内容を教えてください。
- ⑥ 公園敷地内自然林の高木について伐採や間伐など今後の計画についてどのようにお考えでしょうか。
- ⑦ 園内や調整池内の雑木処理について指定管理者の判断で伐採して良いですか。また、伐採した雑木や剪定枝等については、再利用などの運用は可能でしょうか。

○施設の運用について

- ⑧ 屋内練習走路の運用について、陸上競技を中心とした走るトレーニングの利用の維持管理とありますが、施設管理、利用者の安全が確保できればサッカーの練習などでの利用は可能でしょうか。

施設名：山梨県富士北麓公園

回答

- ① 条例に準じた営業日数・休場日で算出しております。
- ② 基準額に含まれております。
- ③ 減免の適用に関する取り決めは都市公園条例施行規則第 6 条になります。一覧表は施行規則第 6 条と指定管理者の任意で定めた案件一覧となります。施行規則第 6 条に該当すると想定されるものは委託料に含まれています。なお、指定管理者の任意による減免に伴う委託料の変更は行いません。
- ④ イベント以外の公園利用者の支障にならない範囲であればイベント等を行うことは可能と考えます。
- ⑤ 大雨や雪解け時の出水に備えるための施設であるため、施設の損傷がないか点検を行い、非常時に使用できる状態を保持してください。また、周囲は利用者が散策する可能性があるため、利用者に危険がないようフェンス等の管理に万全を期すこととします。
- ⑥ 利用者の安全性に支障がない管理を求めます。
- ⑦ 協議のうえ、事業計画に位置づけたものであれば実施は可能と考えます。
- ⑧ 施設の損傷等の影響が本来の利用用途と同程度であれば可能と考えます。